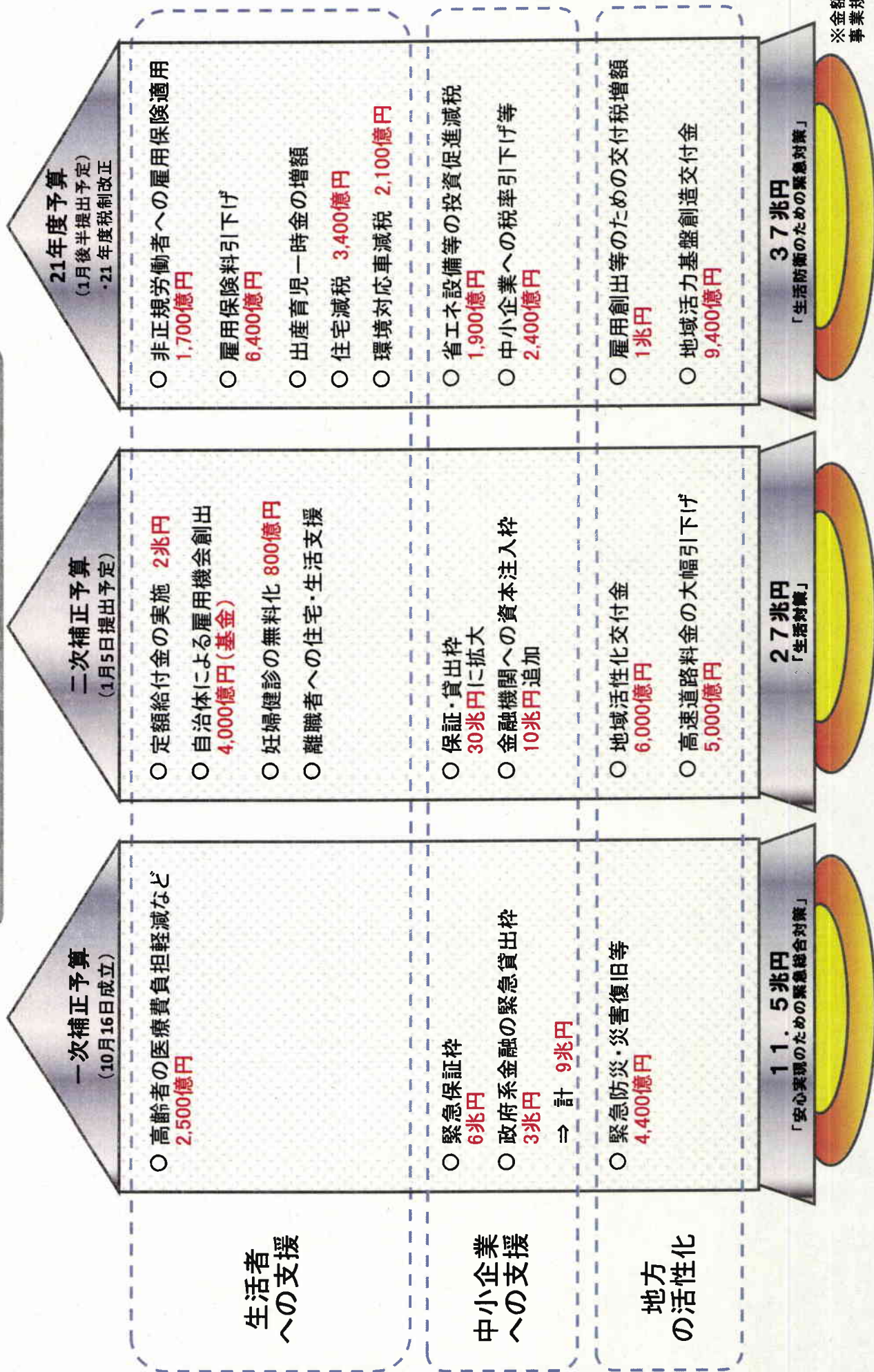


3段階で景気を支えます ～総額75兆円の対策～



※金額は
事業規模

公共事業費について（メモ）

平成21年2月

【当初予算の比較】

- 平成20年度当初予算（国費） 7兆4177億円（A）
（地方道路整備臨時交付金6825億円含む）
- 平成21年度当初予算案（国費） 7兆0701億円（B）
（地域活力基盤創造交付金9400億円含む）

※H20→H21当初予算比較（A→B）△3476億円（△4.7%）

【実質的な平成21年度公共事業費の姿】

○国費としての措置

- ・ H20年度1次補正 4627億円（甲）
- ・ H20年度2次補正 2307億円（乙）
- ・ H21年度当初予算案 7兆0701億円（B）



一体かつ早期
発注

※甲+乙+B→+3458億円（H20年当初比+4.7%）

- ・ H21年度予算案に経済緊急対応予備費（丙）を計上 1兆円

※甲+乙+B+丙

→丙1000億円当たりH20年当初比+1.3%上積み

○地方負担分の特別措置

- ・ 地域活性化・生活対策臨時交付金 6000億円
（地域活性化に資するインフラ整備などに充てる）
- ・ 地方交付税特別枠 5000億円
（雇用創出につながる地域の実情に応じた事業に充てる）

オバマ政権の経済対策について

景気対策法案の規模(2月17日成立)

※米議会予算局資料より

- 総額7,872億ドル(約72兆円、GDP比5.7%)
- 歳出増4989億ドル(約63%)、減税2883億ドル(約37%)
- 2010年9月末までに全体の74%の支出(減税含む)の見通し

※2009年9月末までは、全体の23%にとどまる。

- Division-A Title-X II**
交通、住宅、都市開発(611億ドル)
- ・高速道路建設(275億ドル)
 - ・その他交通(206億ドル)
 - ・公共住宅基金(40億ドル)
 - ・その他の住宅支援(89億ドル)

景気対策法案の概要

※米下院HP・内閣府資料より作成

○グリーンで効率的なエネルギー

- ・新しい電力供給網(Smart Grid)、先端的な電池技術、エネルギー効率化対策等のエネルギー・イニシアティブ(300億ドル)
- ・100万世帯以上の中低所得者の住宅の断熱化(50億ドル)
- ・公共住宅のエネルギー効率向上(40億ドル以上)

○科学技術による経済の転換

○健康管理コストの低下と保障範囲の拡大

○21世紀のための教育

○道路、橋梁、運送及び水路の近代化

- ・道路、橋梁の近代化(275億ドル)
- ・輸送分野への投資(84億ドル)及び高速鉄道への投資(80億ドル)
- ・グリーンな水、治水、環境回復への投資(190億ドル)
- ・連邦政府の建物のエネルギー効率向上(45億ドル)を含む公的施設の近代化

○賃金と雇用創出のための減税

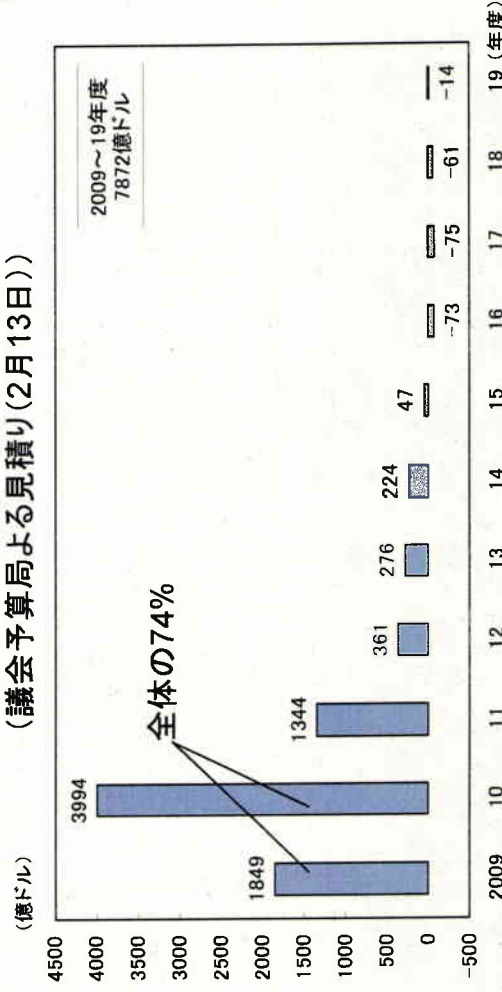
- ・個人向け減税
- ・企業向け減税
- ・州及び地方経済開発のための税制上のインセンティブ

○景気後退による経済的弱者への援助

○前例のない説明責任の担保

※施策の分類が両者で異なるため、詳細については調査中日経新聞の報道(2頁目)では、インフラ整備1500億ドルとある。

本対策による財政負担の推移 (議会予算局による見積り(2月13日))



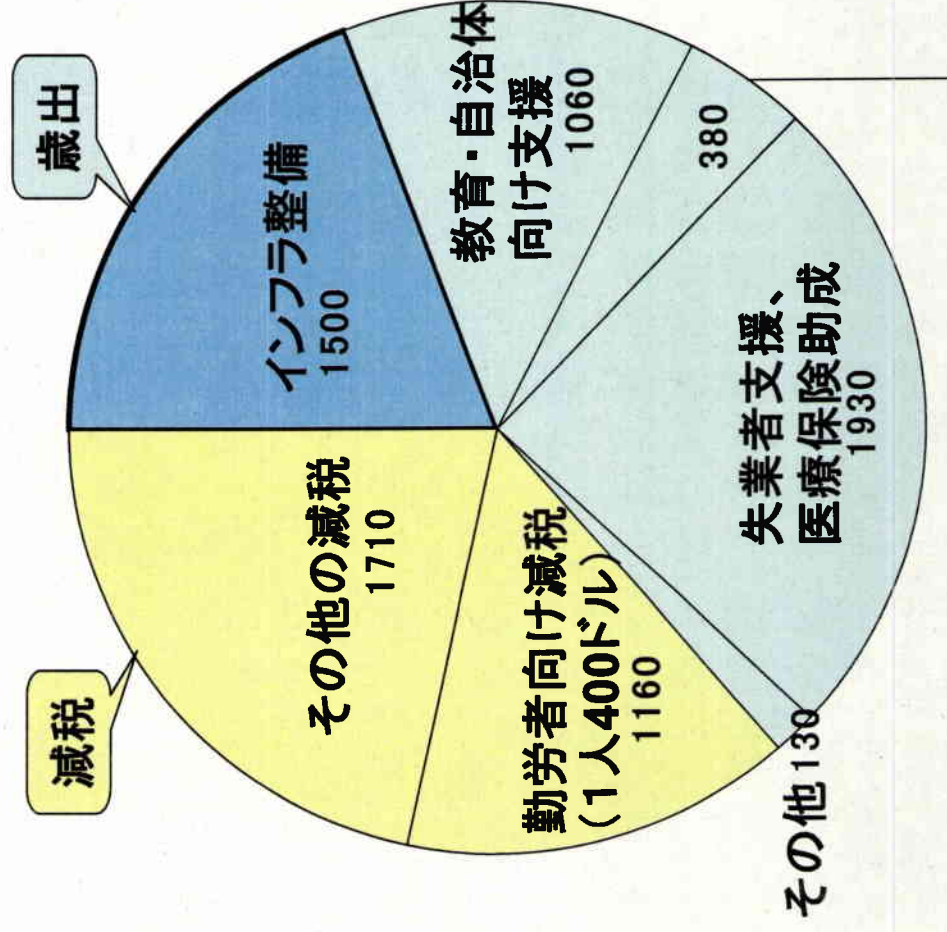
* 名目GDPは2008年を使用。

オバマ政権の経済対策について

日本経済新聞2月18日(水)タ刊より

- ・2010年10-12月期の段階で、実質国内総生産(GDP)が3.7%押し上げられる
- ・350万人の雇用創出

景気対策法の概要



環境・エネルギー向け投資

地方公共団体に対する第二次緊急要請について

(1月30日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

本年1月27日の第2次補正予算の成立を受けて、昨年9月12日の緊急要請の事項に加えて、建設業が地域の雇用の確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、追加的措置を要請。

追 加 事 項

- ・入札契約手続期間の短縮を図り、可能な限り速やかに発注
- ・完成検査、支払手続等の迅速化等により可能な限り年度内支払い
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

再度徹底事項

- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・早期発注
- ・支払い手続の迅速化
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・最低制限価格、低入札価格調査の見直し等のダンピング対策
- ・歩切りの厳禁等
- ・単品スライド条項等の適切な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

地方公共団体における調査基準価格・最低制限価格の見直し(平成21年2月1日時点)

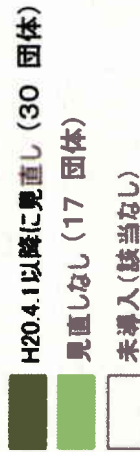
(低入札価格調査基準価格の見直し)

- ・都道府県の30団体(63.8%)、政令市の5団体(29.4%)が基準価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・現在、都道府県の20団体(42.6%)、政令市の5団体(29.4%)において中央公契連モデルと同等以上の水準に設定。このうち、都道府県の15団体(31.9%)、政令市の4団体(23.5%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。
- (最低制限価格の見直し)
- ・最低制限価格導入団体のうち都道府県の24団体(57.1%)、政令市の6団体(40.0%)が最低制限価格を見直し(H20.4.1以降)。
- ・現在、都道府県の10団体(23.8%)、政令市の3団体(20.0%)において中央公契連モデルと同等以上の水準に設定。このうち、都道府県の8団体(19.0%)、政令市の3団体(20.0%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。

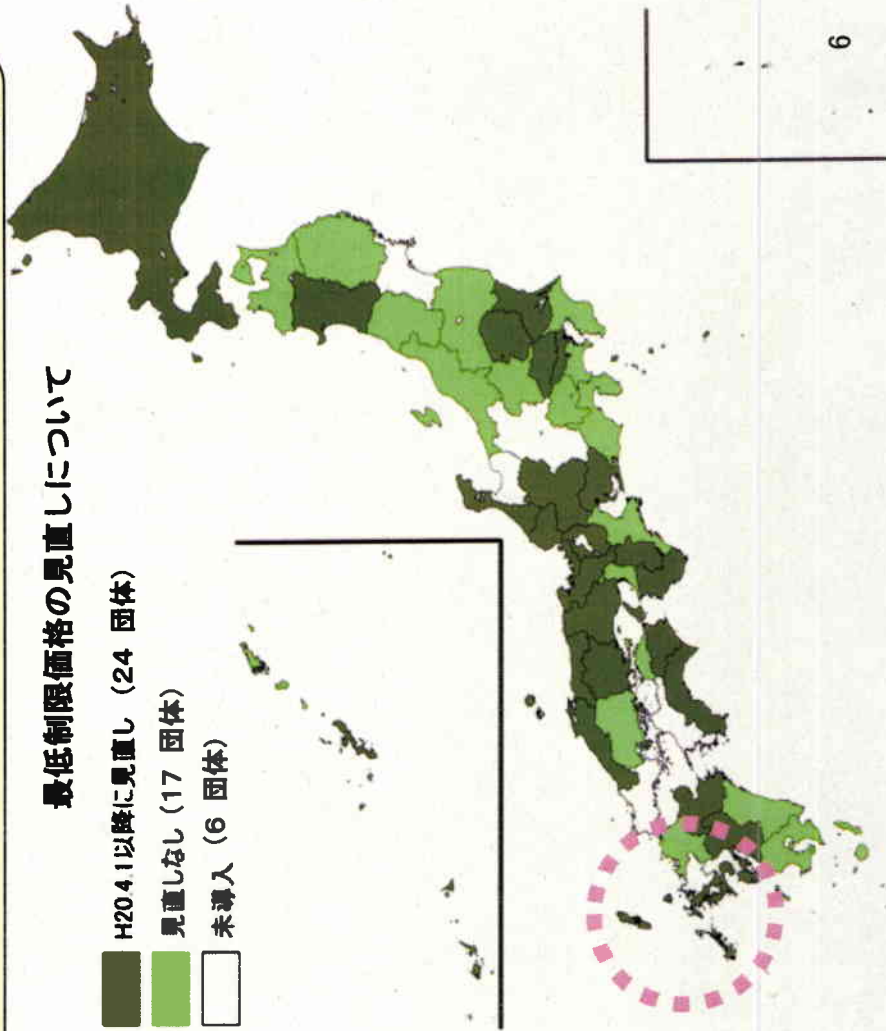
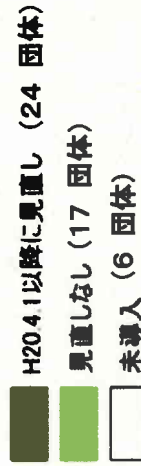
(長崎県の見直し)

- ・平成21年2月1日より、最低制限価格について、設計金額が2億円以下は、一律設計金額の90.0%、同5億円の場合は、89.5%、同10億円の場合は、88.9%に引き上げ。

低入札価格調査基準価格の見直しについて



最低制限価格の見直しについて



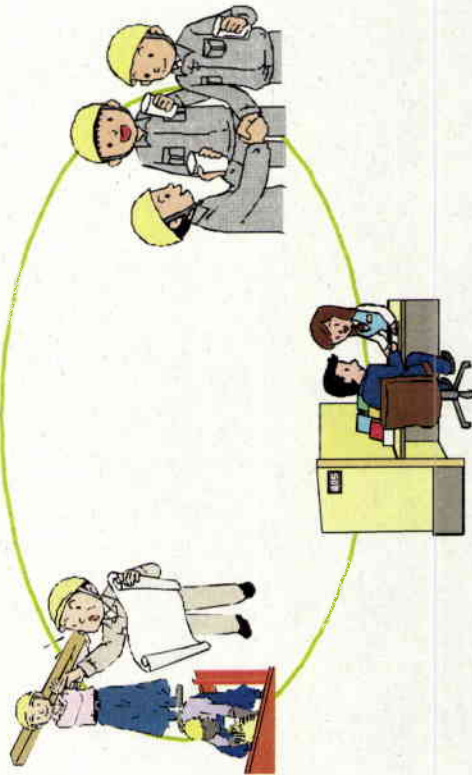
地域建設業経営強化融資制度

中小・中堅建設企業の皆さんへ

地域建設業経営強化融資制度

～金融機関からの融資を受ける応援をします！～

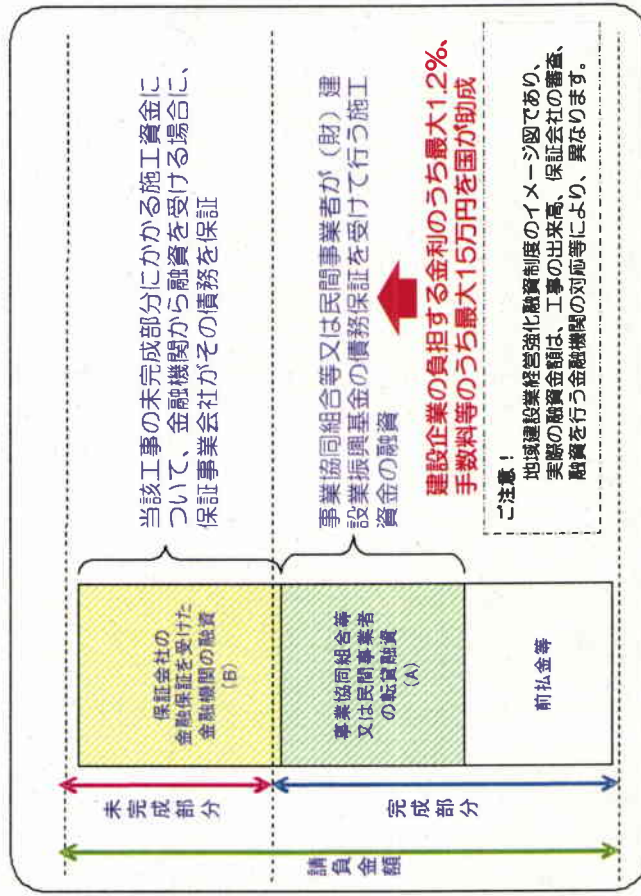
- 公共工事請負代金債権を担保に融資を受けられます。
- 工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられます。
- 低入札価格調査を受けた者と契約した工事は対象外です。
- 建設企業の負担する金利・手数料等を国が一部助成します。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地域建設業経営強化融資制度のイメージ



【融資のご相談はこちらへ】

北海道建設業信用保証（株）
TEL 011-221-2092
東日本建設業保証（株）
TEL 03-3545-5125
西日本建設業保証（株）
TEL 06-6543-2109
（前払保証事業会社の各支店でもご相談いただけます）
北保証サービス株式会社
TEL 011-241-8854
株式会社建設経営サービス
TEL 03-3545-6534
株式会社建設総合サービス
TEL 06-6543-2848

【制度のお問い合わせはこちらへ】

国土交通省 建設市場整備課 建設業課
TEL 03-5253-8281
北海道開発局 建設業課
TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建設部 計画・建設課
TEL 022-225-2171
関東地方整備局 建設部 建設第一課
TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建設部 計画・建設課
TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建設部 建設課
TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建設部 建設課
TEL 06-6942-1071
四国地方整備局 建設部 計画・建設課
TEL 082-511-6186
九州地方整備局 建設部 計画・建設課
TEL 087-811-8314
沖縄総合事務局 建設部 計画・建設課
TEL 092-471-6331
建設業振興基金 業務第一部
TEL 098-866-1910
（財）建設業振興基金 業務第一部
TEL 03-5473-4575

保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- ✓ 平成20年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- ✓ 低入札価格調査の対象となっていない。
- ✓ 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。



保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資を受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成20年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
- 保証期間は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成21年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

モデルケース

- * 請負金額 1億円
- * 融資希望額 1,000万円
- * 融資希望期間 平成21年3月15日から1ヶ月間
- * 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）
- * 貸出利息 約21,000円（年利2.5%と仮定）

（材料代金：700万円、雇用労務費：300万円）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

主な相談窓口

- 北海道建設信用保証(株) TEL 011-221-2092
(<http://www2hokkaido-cs.co.jp/>)
- 東日本建設信用保証(株) TEL 03-3545-5125
(<http://www.ejcs.co.jp/index.html>)
- 西日本建設信用保証(株) TEL 06-6543-2109
(<http://www.wjcs.net/>)

※ 保証事業会社の各支店で保証の申込みを受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。

- 国土交通省 建設業課 TEL 03-5253-8277
- 北海道開発局 建設業課 TEL 011-738-0233
- 北海道地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 022-225-2171
- 東北地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 048-600-1906
- 関東地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 025-370-6571
- 中部地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 052-953-8572
- 近畿地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 06-6942-1071
- 四国地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 082-511-6186
- 九州地方整備局 建設部 計画・建設課 TEL 087-811-8314
- 沖縄総合事務局 開発建設部 建設課 TEL 092-471-8355
- TEL 098-866-1910